

「こども性暴力防止法」をご存じですか？

【 2026 年 12 月 25 日 施行 】

この法律のポイント

こどもは被害に遭っても「自分が悪いのでは」と自分を責めたり、恐怖で声を上げられなかったりします。その傷は大人になっても消えず、人を信じる力を奪います。この法律では、学校や保育所、習い事などでこどもと接する職種の性犯罪歴確認（日本版DBS）等を導入し、安全を確保します。こどもたちが安心して過ごせる環境を、法制度として支えます。

■ こども性暴力とは何？



直接的な身体的被害ではありません。
現代ではSNSを通じた性的写真の要求・拡散、盗撮、塾や部活動・習い事など「身近で信頼していた大人」からの心理的誘導（言葉巧みな手なずけ・グルーミング）も深刻化しています。



■ 「昔もあった」「ただの悪戯」、ではありません！

大人世代から「大げさだ」「自分たちの頃もよくあった」と軽く受け流されがちですが、こども性暴力は冗談事ではなく、こどもの心身と尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害・犯罪です。

■ わたしたちにできること

- ✚ 古い認識を更新する：「これくらい普通」という軽視をやめましょう。
- ✚ 変化に気づく： こどもの様子の変化や不自然な言動を見逃さない。
- ✚ 耳を傾ける：「嫌なときは嫌と言っていい」と伝え、真剣に話を聴く。

■ すべてのこどもに、安心を

こどもには「安心して暮らす権利」と「尊重される権利」があります。こどもたちの健やかな成長と、未来を守るために、大人が団結して性暴力を許さない空気感をつくりましょう。



宇陀市人権啓発活動推進本部

2026. 9